

# 「令和4年度税制改正を解説する」

-税制改正大綱から読み解く-

---

税理士 上西左大信 氏

令和4年3月29日

大阪第一ホテルにて

## 【概要】

### ◆相続税と贈与税の一体課税

- 一体課税については、党税調は慎重な構え。政府税調は未審議。
- スケジュール的には一番早くても令和6年1月から。それ以前はなし。
- 持ち戻し期間は、今の3年を5年又は7年に延ばす程度が精一杯か。

#### ◆電子帳簿保存法

- 令和 4 年 1 月から、電子取引については電子での保存が決まっているが、経過措置で 2 年間は紙媒体でも OK。
- 電子での保存は、対税務署に限られる。裁判などの争いを考えれば大事なものは紙原本でも保存を。

#### ◆法人税

- 人材確保税制＝大法人向けも中小企業者向けの特例も若干の改正あり。
- オープンイノベーション促進税制の拡充＝研究開発税制に関する制度だが、関連法人まで含めて適用がないかは検討の余地あり。
- 交際費損金不算入制度＝現行のまま 2 年間延長。
- 少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度の見直し＝先送り節税スキームが封じられた。
- みなし配当の額の計算方法について見直し＝株式対応部分の計算方法につき取り扱が変更された。
- グループ通算制度＝連結納税制度に変わって、今年からこの制度が適用される。必要書類提出後 3 か月で自動承認。

#### ◆個人税

- 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等の見直し
  - 一定の内国法人が支払いを受ける配当等につき、次の配当については、所得税を貸さないこととした。①完全子法人株式等に係る配当②一定の法人が直接に保有する他の法人の株式総数に占める割合が 3 分の 1 超である場合における当該の内国法人の株式に係る配当
- 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続き等の改正
  - 控除証明書の添付に代えて、電子データによる提供によることができるとされた。

#### ◆土地住宅税制

- 住宅ローン控除
  - 対象家屋に「ZEH 水準省エネ住宅」、「省エネ基準適合住宅」が新たに入った。
  - それぞれの区分に従った借入限度額がある。「認定住宅」では今年来年は 5,000 万円。
  - 「借入限度額」は、借り入れた金額がそれ以上の額であっても OK。
  - 控除率は 0.7% に引き下げ。控除期間は 13 年に。
  - 合計所得金額の要件が 2,000 万円以下（改正前は 3,000 万円）に引き下げられた。
  - 合計所得所得が 1,000 万円以下の者は、面積要件が 40㎡以上（通常は 50㎡以上）で適用あり。

○既存住宅の耐震改修や特定の改修工事をした時の特別控除の見直し

- 耐震改修工事やバリアフリー改修工事あるいは省エネ改修工事等をした場合、所得税額が控除される。耐震改修工事で250万円の控除。控除率は一律10%。

○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた時の贈与税の非課税措置は2年間延長。非課税限度は1,000万円に引き下げ。
- 同様の「結婚子育て贈与」、「教育資金贈与」については、近い将来なくなる可能性が高い(特に前者)。
- 住宅産業と自動車産業は裾野が広いので、この制度はなくなる。

◆納税環境

- 帳簿提出がない場合、過少申告加算税が加重される。加重割合は10%と5%。
- 証拠書類のない簿外経費は損金不算入に。
- 財産債務調書制度の見直し=①提出義務者に「総資産10億円以上」の者を加える②提出期限を6月30日に延長
- 地方税務手続きのデジタル化=eLTaxを通じた電子納付の対象科目が拡大した。

## 【本文】

### 1. 初めに

お配りしました資料は税制改正大綱に基づいて作っています。その後、政省令が公表されましたら、その内容を組み込んだ詳細版を新たにリリースさせていただきます。今日の資料は、内容的には枝葉部分が少なく根っこ幹の部分を中心に作成していますので、方向性をご理解いただくための資料かと思っています。

今日お越しの方は、不動産オーナーの方が中心とお聞きしていますので、土地住宅に係る税制から話をすすめていきます。その後、法人税、個人税についても実務上重要だというポイントをお話させていただきます。

### 2. 相続税贈与税の一体課税

#### ○経緯と見通し

セミナー前に、「今回の税制改正大綱に相続税贈与税の一体課税の項目が入らなかった」旨の話が出ましたので、まずここからご説明をさせていただきます。結論を先に申し上げれば当分これは入りません。

この相続税贈与税の一体課税の話が出たきっかけは何かと言いますと、日本経済新聞社が相続税贈与税の一体課税をしている諸外国の例としてドイツやフランスの税制を取り上げたことが最初であると思われる。「日本でもこれをやるのでは」という観測気球的な記事であったことがこの議論の始まりです。

その後、各紙も後追い記事を出しましたが、より深く掘り下げた記事を出したのが経済各誌です。

ここで税制改正の一般的な流れについてご説明しますと、税制調査会は2つあって、基本的な制度や中長期的なものについては政府税調で検討し、毎年改正につながる内容を検討するのが与党税調です。そういう住み分けになっています。現在の与党税調は、自民党税調と公明党税調であり、共同で来年度の改正内容を検討していきます。

今ご紹介した今年の自民党税調の改正の具体的内容の中には「相続税贈与税の一体課税」というフレーズは一行も出てきていません。今後の検討課題に過ぎないのです。

ですから、ますます改正されることはないと考えられます。

さらに言えば、与党の税制改正大綱が決まったその日の宮沢自民党税調会長へのインタビューで、「相続税贈与税の一体課税はどうになりましたか」との記者の質問に対し、宮沢会長は「有利になる人も不利になる人もいる改正はゆっくり審議していきたい」と答えられたのです。つまり、これからのことなのです。

そうすると、最も早いパターンで考えても、今年8月に次の税制改正に向けて各省庁が財務省に対して税制改正要望を出して、そしてそれを基に11月から与党税調が動き出し、その結果が12月の与党大綱が出されますので、その中にこの一体課税が入ったとします。入らないと思いますが、入ったとしましょう。入ったとして、その法律が決まるのは、今か

ら1年後の令和5年3月です。そのときにその年の1月1日に遡及してこの法律が適用されるのかというと、それはありません。

なぜかというと1月1日に遡って適用できる法律は、納税者有利のものだけだからです。納税者不利になるものが遡及適用されたことは、平成16年度改正を最後に、それより後には一度もありません。

ということは、令和5年度税制改正に基づき、仮に令和5年3月に所得税法等の一部改正法律案が成立したとしても、令和5年1月1日に遡及することは「ない」と断言できます。

では令和5年1月1日ではなく、その年の5年4月1日から適用できるのかというと、それも無理なのです。それは相続税の暦年課税は1月1日から12月末までのものを申告しますので、年の途中での施行はどう考えても無理です。ですから一番早くても令和6年1月1日からになるのです。約2年後が最速です。

#### ○相続税贈与税一体課税で持ち戻す期間は

ところで、相続税と贈与税を一体課税するメリットは何なのかということですが、贈与税と相続税の関係としては相続税がメインにあって、贈与税がそれを補完すると言われていきます。法の趣旨も学術的な見解もそうなっています。

その補完関係にある現行制度は基本的には次の2つです。

その一つは「相続時精算課税制度」です。これは2,500万円までの贈与は無税で、それ以上は一律20%の税金がかかります。そして相続が発生した時に、この制度による贈与分は、計算上、全て一旦相続財産に“持ち戻し”して、相続税を課税するという制度です。

もう一つの「暦年贈与」でも持ち戻しがあります。余談ですが、いまは110万円までの贈与は無税扱いになっていますが、本来の相続税法における贈与税の非課税枠は60万円です。110万円までが無税と一般には思われていますが、この110万円まで無税というのは租税特別措置法による“当面の措置”で、これがずっと長年繰り返されて続いているのです。

ということで実質110万円までが無税ですが、いま仮に200万円を贈与すると、110万円を引いた残り90万円に10%の贈与税がかかります。税額は9万円です。200万円贈与して9万円の課税で済みます。これを3年間続ければ600万円贈与しても27万円の納税で済むのです。非常に低い実効税率でそれなりにまとまったお金を贈与できるのです。

贈与後、贈与者がお亡くなりになれば、過去3年分の贈与については相続に持ち戻さなければなりません。なぜ3年分を持ち戻す制度が誕生したのかというと、死ぬ直前に贈与する人が非常に多かったので、こういう規制がかけられたのです。

補完関係としては大きくはこの2つです。もちろん細かいことを言えば、自社株式の相続税贈与税の猶予制度などについても持ち戻し規定がありますが、今日の話からは横に置いておきましょう。

そこで、この暦年贈与について、一体化したとき税収がどうなるのかというと、持ち戻し

期間を今の3年から10年、20年に延ばす、あるいは一生累積にすれば、当然税収は増える  
と一部で主張されています。そうでしょうか。この持ち戻し期間を10年、20年になったら、  
皆さんは贈与しますか？しませんよね。普通は。一生累積課税になんかになれば、贈与の件  
数は大幅に減少すると思います。

もっとも、この一生累積課税をやっている国があるのです。それはアメリカです。でもア  
メリカの相続税の基礎控除額は約12億円で、ほとんどの人に相続税は適用されません。死  
亡者数に対する課税割合は、日本は8.5%であるのに対し、アメリカは0.2%ですが、税収  
はほぼ日本と一緒です。ということは、いかに少ない人が多額の相続税を収めているのかと  
いうことです。

というようなことでアメリカの税制は日本のお手本にならないと思っています。

もし参考にするのであれば、ヨーロッパのドイツ、フランス、イギリスあたりだと思いま  
すが、法体系が相違するイギリスは横に置いておいて、ドイツとフランスを見ますと、ドイ  
ツは10年、フランスは15年でリセットしています。つまりそれぞれ11年前、16年前のも  
のについては持ち戻さなくてもいいとなっているのです。

この点、日本では今は暦年課税は3年間分は持ち戻しさせられます。この持ち戻し期間が  
仮に20年になったとした場合、贈与件数は減少するでしょうが、3年が5年あるいは7年  
くらいまでなら“贈与してもいいかな”というモチベーションは働くかもしれません。その  
辺りに分水嶺があると思うのです。

その分水嶺が5年なのか、7年なのか、3年のままなのか分かりませんが、モチベーショ  
ンを保てる期間はと考えた場合、3年と7年の間にあるのではないかと思います。です  
から、それぐらいの持ち戻し期間での一体課税でしか、実現できないのではないかと思っ  
ています。一生累積は到底できないと思います。

実は戦後すぐの時に、この一生累積をやったことがあります。しかしいざやってみたら、  
できなかった。といいますのは、まだ役所は墨で書類を書いていたような昭和20年代に、  
そんなことができるはずがありません。もっとも、電子化がかなり進んだ今でもまず無理で  
す。

となると、今の3年を5年とか7年に延ばすのが精一杯ではないかと思っています。この一  
体化議論は令和4年中に始まるかと思いますが、今年中には終わらないでしょう。

では中長期的なことを議論する政府税調は今何を議論しているのかと言いますと、複式  
簿記のことです。皆さんは当たり前だと思っていますが、全ての納税者をみた場合、複式簿  
記はまだできていないのです。日本は国際的にみて複式簿記が行き渡っている国ではあり  
ますが、全ての事業者がそれをやっているわけではありません。特に個人事業者はまだまだ  
帳簿が整備されていないのが現実です。

そういう現実が一方があるので、昨年令和3年度の税制改正で、電子帳簿保存法が整備さ  
れたのです。この電子帳簿保存法は、電子帳簿とスキャナー保存と電子取引の3本柱で構成  
されています。

しかしながら一挙に電子帳簿の普及は難しいということから、当面の措置として、一定の条件を満たしたものの（JIIMAで認証されたもの）以外であっても、要するに複式簿記でありさえすれば認めるとしたのです。そうしないと複式簿記が行き渡っていかないという現実があります。この部分について、政府税調はまず検討を進めているのです。

基本的に大きなテーマを2つも抱えられませんので、相続税贈与税一体課税についての議論は始まっても、このテーマが一番目になることは当面ないでしょう。す。安心していただいているのではないかと思います。

### 3. 電子帳簿保存法

今少し触れました電子帳簿保存法について簡単にご紹介しますと、重要なものについては電子で保存することができますし、電子取引については電子で保存しなければならないと令和4年1月1日に決まったのです。

ところが周知期間が短かったために、「これは大変だ」ということになって、災害等の場合と同様に税務署長がやむを得ないと認め、かつ、提示を求められたら納税者がすぐに出せる状態にしているという2つの要件を満たせば、書面すなわち紙媒体で保存しても構わないという経過措置ができたのです。

ただ本則部分については、令和4年1月1日からメール添付で来たものについては、電子で保存しなければならないという原則部分の規定はもう動いています。やってみると非常に便利であり、書庫がすっきりしますので、できる人は是非ともやってください。

そうはいつでも大事な契約書等については紙原本で残しておくべきだと思っています。今回の“電磁でして下さい”というのは、あくまでも対税務署での話です。裁判などで争うこともありますので、紙原本できっちり残しておくべきです。

### 4. 法人税

#### ①人材確保促進税制の見直し

では話を戻しまして、法人税からご説明いたします。

今の日本では人に投資した場合と設備を新しくした場合に税額控除が受けられるという制度があります。人に対する投資としては給料を上げる、新たに人を雇う、教育訓練を行う、そういった場合の費用については税制の恩典が受けられますが、今回少し改正が入りました。

この制度は大法人向けと中小法人向けがあります。まず大法人向けですが、元々は継続雇用者の給与総額が一定率以上増加した場合に控除するとしていたのですが、前回の改正で継続雇用者から新規雇用者へ変わったのです。要は新しく人を採用した場合、昨年は最大20%税額控除しますとなっていたのですが、今回また元々の24か月継続雇用者という扱いに変えて、控除率を最大30%にしました。

実務では新規雇用者の方が計算は楽です。そこだけを拾えばいいわけですから。継続雇用

者の場合は24か月継続していなければならないので、それなりのエクセルシートを作らなければなりません。実務上、使いやすく、控除額も大きくなる規定ですので、適用忘れがないようにすることが肝要です。

## ②所得拡大促進税制（中小企業者等の特例）

中小企業者向けの特例税制ですが、中小企業は雇用者全体で見ることになっています。これは同じ状態で24か月を見るのではなく、例えば22人から5人辞めて、また4人とかが入ってきた場合でも、全体で給料が増えた場合は税額控除を認めますという形です。ここは変わっていませんが、控除率が最大25%から40%に増えています。ただし、控除額の上限は20%のままです。

なお、こうした税額控除全般についての留意事項ですが、今回赤字だったという場合でも検討だけはしておいてください。単年度だけのものもありますが、翌年に繰越して適用できる制度もありますから、適用できるかどうかは税理士とご相談ください。

## ③その他

### ○オープンイノベーション促進税制の拡充

オープンイノベーションいわゆる研究開発税制の周縁部にある制度です。皆さま方は不動産オーナーという立場ですので、研究開発税制を適用することは少ないかもしれませんが、関連法人でこの研究開発税制の適用ができないかを考えてみてください。結構いろいろな中小企業でやられています。

### ○交際費損金不算入制度

交際費関連では、交際費等の損金不算入制度、接待飲食費に係る損金算入の特例、中小法人に係る交際費等の損金算入の特例の3つがありますが、すべて現行のまま2年間延長です。今までどおりで特に変わりありません。

### ○少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度の見直し

次に、少額の減価償却資産の取得価格の損金算入制度が見直しされます。これは節税策の封じ込めです。

簡単な例でご説明します。例えば資材1億8,000万円で購入しました。それを建築会社とオペレーティングリース契約で貸します。リース期間終了後は、資材売却のあっせんをします。その時、売却先が見つからない場合は買い取る。そういう保証を付けたりします。

そうするとどうなるかです。まずこの1億8,000万円は直ちに全額損金に算入されます。次オペレーティングリースですから、そこから収益を毎年毎年回収していきます。繰り延べていると考えることができます。そして最後残った分は売却します。売却すると、それは益金になります。このようにして利益の圧縮を図るスキームを誰かが考えたのです。これを封



じ込めたのです。

どう封じ込めたかですが、制度の対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものは除く）の用に供した資産を除くとしたのです。

これによって、足場などをリース物件として貸し出している会社はいいのですが、会社に余裕があるからこの仕組みでやろうというところが封じ込められるのです。今まで通りに認められる「主要な事業として行われる貸付」の具体例は財務省令で規定しています。

### ○みなし配当の額の計算方法の見直し

法人が自己株式を取得したとき、みなし配当があるという話はお聞きになったことあると思います。その時の税法上の取り扱いの変更です。

これまでの税法上の扱いは、みなし配当の金額の部分と元々払い込まれた資本の部分の両方から払い出しがあったとしてプロラタ計算、要するに比例配分するとなっていたのですが、ここが変更されて、実際に減少した資本剰余金を上限とするように変わったのです。

これによって、実際に減少した資本剰余金を超える部分はすべてみなし配当になるので、その分、みなし配当分が厚くなるのです。

簡単に言えば、組織再編とか自己株式の払い戻しとか、何か資本の部に影響がある部分については、実際に減少した資本剰余金と算数計算した減少金額の両方を比較しなければならないので、相続税対策で組織再編を絡めて自己株式を実質取得するようなスキームをお使いになるときは、この制度が今後関係してきます。

### ○グループ通算制度

これは令和2年度税制改正でできたのですが、令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。連結納税制度がなくなります。

連結納税というのは、プラスの会社とマイナスの会社がグループ内にあった場合、両社の所得を通算するのですが、かなり精緻なものを作りすぎた結果、例えば何10社、何100社あるところで、子会社の1社に是正措置があった場合、全ての関連グループ会社の数字が変わってしまうのです。要は1社が修正申告すれば、残り数100社の税金が全部変わってしまう。これは大変だということで、今回「グループ通算制度」という制度が出来たのです。

これはグループ内の1社が修正申告したとしても、原則としてその1法人だけが訂正すればいいとしたのです。このように、他の会社には影響しないのが「グループ通算制度」です。

この制度を使うには3か月前までに所轄税務署長を通じて国税庁長官に必要書類を提出しなければなりません。書類を提出して3か月たてば自動承認です。

この制度は結構使えますので、グループ会社がある場合はぜひ検討して下さい。

## 5. 個人税制

### ①上場株式等に係る配当所得の課税の特例等の見直し（資料1）

個人税制関連での1つ目は、配当所得税関連において、株式の配当等は金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合所得の対象とされていますが、その要件の「大口株主等の範囲」が見直されます。

改正内容をイメージ的にご説明すると、個人株主Bが、内国法人Aの株式を3%未満持っています。3%以上持つと税金高くなるので、3%未満にしているのですが、でもその会社を実質的に支配したいという場合どうするかと言うと、この個人株主Bは、個人株主Bの同族会社である法人Cの実質オーナーになって、この法人Cが、内国法人Aの株式を50%超持てばいいのです。この場合、通常は大体100%持っているケースがほとんどです。

要は法人株主Cが、内国法人Aの株の大半を持てば、実質は個人株主Bが、内国法人Aを持っているのと同じになります。

こういうことを考えた人達がいたので、これについて規制することになったのです。

どう改正されたかと言うと、この3%基準は、その人と、その人が実質支配している会社の合計でもって内国法人Aが事実上支配されている場合は、配当等が分離課税ではなく累進課税を適用する総合課税になることにしたのです。

別の改正ですが、上場株式等の配当所得の課税方式も見直されました。組み合わせはいくつかありますが、所得税と住民税を一致させない方式で一番多いのは所得税については総合課税にし、住民税は申告不要にするケースです。所得が一定程度ある人は、関係なしです。

これ別々にできるのかという話ですが、所得税は国税ですので所得税法で規定されていますが、個人住民税は地方税法で規定されています。別々税目だから、別々にやってもいいという解釈です。

これを今度改正し、住民税で申告不要としたいのであれば、所得税も申告不要しか認められないこととなりました。所得税で総合課税を選びたいのであれば、個人住民税も総合課税しか認められないという形にしました。

### ②社会保険料控除及び小規模企業共済等掛け金控除に係る確定申告手続き等の改正

年末調整や確定申告において社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、これまで控除証明書等を添付しなければならなかったのですが、この申告手続きが改正され、その部分について全部電子化されることとなります。ですから例えば小規模企業共済月7万円（年額84万円）についても、添付に代えて電子化でOKとなります。

かなり多くの部分が電子化されるのですが、健康保険についての電子化は全部はできないと考えています。健康保険組合の中には、新規の加入者が少ないとか、あるいは場合によっては加入者の平均年齢が毎年1歳ずつ上がるような小規模なところもあります。そうしたところは難しかろうと思います。

ですから健康保険まで含めた全部の社会保険についての電子化となるとハードルが高い

ので、できるところから実施してゆくこととし、将来的には全てプラットフォーム設けてまとめてやっていくのかなと思います。

## 6. 土地住宅税制

### ①住宅ローン控除（資料2）

住宅ローン控除は適用期限が4年延長されます。毎年のように内容を若干変えながら延長が繰り返されています。

今回、対象家屋に「ZEH 水準省エネ住宅」と「省エネ基準適合住宅」が入りました。ZEHとはゼロエネルギーハウスの略語です。そういう新たな区分のもと、認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅、その他住宅のそれぞれに借入限度額があります。

なお借入限度額は、例えば新築の認定住宅で今年と来年は5,000万円ですが、借り入れ金額がそれ以上の額であってもOKです。適用限度額が5,000万円ということで、5,000万円を超えて借りてはいけないということではありません。

既存住宅の適合住宅については3,000万円、その他住宅については2,000万円が限度額となります。

こうした制度は、「資料1」のように適用最初の方が控除額が高くなっています。新築では最初の令和4年と5年が枠が多くて、令和6年、7年となると金額的に少なくなっています。既存住宅では金額に変わりはありません。

次に控除率ですが、改正前は1%あったのですが、今回から0.7%に引き下げられます。

なぜ控除率が引き下げられたかですが、それは住宅を借る場合の利率が今は1%を超えるものはほぼありません。大体0.8%、0.7%、中には0.5%というのもあります。そうすると借入残高の1%を控除するということは、借入残高と実際に払う利子は若干違いますが、大体イコールと考えれば、借り入れ利率0.7%、0.6%に対して、控除率1%なら、控除しすぎになってしまうのです。

利子負担相当額分だけの金額を、税制の恩典で返しましょうというのが制度の趣旨ですから、この1%控除は大きすぎるのです。実態に合った0.7%に変更されることになりました。

控除期間については新築の場合、従来と同様に3年延長の13年間としました。

次に所得要件ですが、所得の高い人については悪い知らせで、これまで合計所得金額3,000万円であったものが、改正後は2,000万円以下になります。これは期間中1回でもアウトになったら残り全部アウトということではありません。毎年1,800万円だったのに、ある年増えて2,300万になってアウトになったとすると、当然その年はローン控除は受けられません。翌年1,900万円に減れば、また受けられます。というように年ごとでの判定です。

床面積要件は基準は50㎡以上ですが、合計所得1,000万円以下の人については40㎡以上と、若干緩和されます。

なお実務的に気を付けたいのは、建築の確認申請段階で 50 m<sup>2</sup>あったのに登記では 49.8 m<sup>2</sup>になれば、これはアウトです。これは壁芯と内のりとの違いが出てきたわけですが、登記簿謄本での確認が必要ということです。

ローン控除の手続きについても見直しが入っています。簡単に言うと、1つの手続きで済むものについては、2回目以降は、資料等のやり取りをするのをやめましょうという話です。

要は、居住開始年の確定申告でもって、その後の納税者の残高証明書の提出なり提示が不要になるということです。これは銀行等のローン会社が年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出しますので、それでその代わりをしますということです。

では 2 年目以降はどうかというと、これも銀行等のローン会社が残高証明を調書という形で所轄税務署長に提出しますので、勤務先に残高証明書の添付等は不要となります。それでもって終わりです。

## ②認定住宅新築等特別税額控除の見直し

今申し上げた認定住宅と ZEH 水準省エネ住宅についての標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額が令和 4 年、5 年は 650 万円で、控除率は 10%に、また適用期限が 2 年間延長されることになりました。

## ③既存住宅の耐震改修や特定の改修工事をした時の特別控除の見直し（資料 3）

耐震改修工事やバリアフリー改修工事あるいは省エネ改修工事等をした場合、要は窓とか屋根の工事をすれば省エネになります。また玄関の上がりかまちをスロープにした、風呂トイレ入れ替えたあるいは窓も全部二重窓にしたといった工事をした時は、所得税額が控除されます。

ですから、こういう工事をされたときは、税理士に取りあえずご報告していただければ、税金が安くなることもあります。

## ④住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（資料 4）

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた時の贈与税の非課税措置は将来的にもなくなると思いません。ただし、結婚子育て贈与、教育資金贈与については、令和 5 年 3 月の適用期限をもって廃止になる可能性があります。特に、内閣府所管の結婚子育て資金の贈与は、適用件数が少ないこと等から、廃止となるでしょう。

もう一つの教育資金贈与は文部科学省所管です。これは結構使われています。なぜなら対象範囲が広くて、例えば子供サッカークラブとかピアノ練習などでの贈与も OK となっているからです。日本は教育にお金をかけていると思わるかもしれませんが、日本全体で見れば 1 人当たりの子供への教育費は母集団が大きい分、ヨーロッパやシンガポールや、オーストラリア、ニュージーランドなどと比べたらまだまだ少ないのです。そういった意味で、教育資金贈与は存置される可能性も残っています。

話を戻しまして、住宅産業と自動車産業は裾野が非常に広い産業なので、これに関する制度は止めるわけにはいきません。ですから毎年の税制改正論議で最後まで残るのが自動車関連諸税で、今回も前日までペンディングでした。それに対して住宅関連税制は早い段階で決まりました。いい住宅を作って欲しいとの現れです。

「いや住宅余っているよ」という話もありますが、余っている住宅の多くは耐震構造が十分でないものの比率が高いのです。良いものをこれからもどんどん作ってもらいたいというのが国交省の施策です。

しかも新しい住宅はエネルギー効率が非常にいい。住宅はどんどん進化しています。SDGsとかカーボンニュートラルといった観点からも、この施策は継続するものと思っています。

## ⑤その他の改正

買換え及び交換の長期譲渡所得の課税の特例等につきましては、基本2年延長です。

また土地に係る固定資産税の負担調整措置は、コロナ禍以後特異な対応を1年間限定で行いましたが、今回も負担調整措置については、数字を見直して残ることになります。

また耐震改修等を行った場合の固定資産税の減額措置についても2年延長です。耐震改修をとにかくしてもらいたいということです。省エネ改修をした場合についても同様です。

譲渡損失の繰り越し控除等についても2年間延長です。やめるわけがありません。

登録免許税、印紙税等々についても、若干の見直しがされた上で2年間延長です。これは本則に戻して負担を高めることはありません。

## 7. 消費課税にかかる税制

令和5年10月から適格請求書等保存方式、俗に言うインボイス方式がスタートしますので、それに関連する見直しが若干ありますが、重要な改正はありません。

なお、このインボイス制度ですが、電子インボイスでスタートすることがほぼ濃厚です。

## 8. 納税環境

### ①税理士制度の見直し

税理士制度の見直しがありますが、皆さん全然興味ないでしょうが、税理士試験の受験資格要件の緩和というのがあります。それは簿記論と財務諸表論いわゆる会計科目については受験資格なしでも受けられるようになります。人材の早期に確保するという狙いもあります。

### ②帳簿提出がない場合等の過少申告加算税の加重措置

これは帳簿の提出がない場合は、ペナルティーとしての過少申告加算税を重くしますという改正です。世の中には帳簿も提出せず「好きなように調べてゆけ」というような驚くよ

うな納税者もいるのです。

そういうところについて、いろいろな形でプラスアルファのペナルティーをかけますという話です。帳簿提出をしないなどの場合、加算税の加重割合が、重い方で 10%、軽い方でも 5%の加重です。

### ③証拠書類のない簿外経費への対応策

では証拠書類がない場合どうするかということで、散々「ない」と言っておきながら、後で「ありました」と帳簿を出してくる人がいるのですが、そういうことも認めないこととなりました。そういう場合は損金不算入扱いとなります。

### ④財産債務調書制度の見直し（資料 5）

この財産債務調書の制度が出来たとき大変だったのです。なぜなら株式評価の場合、上場株ならいいのですが、自社株の評価は大変難しいのです。そこで、取引相場のない株式を持っているということが分かればいいということで、「会社の純資産の部÷発行済み株式総数×その人の持っている株数」といことで落ち着いたのです。

同様に、土地についても、路線価から評価して価格を算出するとなると、不整形地なら不整形地補正をやらなければならないし、奥行き低減や広大地があればその補正もしなければなりません。これはまた大変な作業になりますので、固定資産評価額でもってその価格としてもいいとなっています。

この調書制度に関して、提出期限の緩和など提出義務者の事務負担の軽減が図られることになりました。今は時期的に一番忙しい 3 月 15 日提出ですが、それが今後は 6 月 30 日になります。

それともうひとつの大きな改正は、今は所得 2,000 万円超という基準がありますが、所得が低くても資産をたくさん持っている人は結構いますので、そういう人にもこの調書を出してほしということで、年末の段階において、所得に関係なく財産価額の合計額が 10 億円以上持っている人にも提出義務があると改正されることになりました。

財務省は当初 3 億円以上でと考えていたようですが、議論の結果、10 億円以上となりました。

10 億円の財産額といえ、所轄税務署ではちょっと光るような相続税の額です。2 億円、3 億円はまああるのですが、10 億円というのはなかなかない額です。実務上、あまり大きな影響はないでしょう。

### ⑤地方税務手続きのデジタル化

地方税務手続きのデジタル化ですけれども、eLTAX を通じた電子納付の対象税目が拡大されます。eLTAX は国税の e-Tax に比べてそのカバーする部分が多いので、納税者にとってはいい改正かと思います。これまで遅れていた申告申請の電子化が、この eLTAX でほとんど全

て出来るようになりました。電子化が少しずつですが進んできています。

この eLTAX を通じた電子納付手続はまだ 100%ではありませんが、どんどん拡大しています。スマートフォンを使っての決済もできるようになりました。地方税納付もできるようになりました。自動車関連諸税なども納付できるようになりました。

なぜスマートフォンかと言いますと、会社では皆さんパソコンをお使いになりますが、家ではパソコンのない人が結構いるのです。家ではスマホを使っていますから、スマホで何でもできるような仕組みを作らなければならないのです。

## ⑥その他

個人番号カードを利用しで e-Tax での申請が来年から出来るようになっていますが、その他の各種の変更等についても、例えば住所が変わったというような場合でも、所得税の確定申告書を出していたら、それで分かるでしょうということで、改めて異動届を出さなくても済むように近々なっていきます。そういう取り組みがいま行われています。

要するにどんどん簡素化して、二度手間、三度手間をなくして、1つのことをやれば、その他全部の手続きできるようにしようということで、今、国は簡潔化、簡略化へと動いています。

(終わり)